

令和8年度地方財政対策の概要等

- ・ 下水道の老朽化対策の推進（大規模下水道管路修繕）..... P1
- ・ 水道管路耐震化事業に係る地方財政措置の拡充..... P2
- ・ 上下水道の老朽化対策の推進（DX点検・調査）..... P3
- ・ 公営企業経営改善特例債（仮称）の創設..... p5
- ・ 参考資料（その他の拡充・継続措置）..... p7

令和8年1月
総務省自治財政局
公営企業経営室・準公営企業室

埼玉県八潮市で発生した下水道等に起因する事故を踏まえて「全国特別重点調査」が実施されており、その結果、対策が必要とされた下水道管路に係る修繕について、下水道事業債の対象に追加する。

下水道管路に係る全国特別重点調査への対応

- 令和7年度、管径2m以上かつ布設30年以上経過した下水道管路を対象として、「全国特別重点調査」が実施されている。
- 調査で異状が確認された箇所について、今後5年以内に「改築」もしくは「修繕」の対策を実施することが求められている。
- 調査の結果、対策が必要とされた下水道管路に係る修繕について、下水道事業債の対象に追加し、改築の場合と同様の交付税措置を講じる。

【事業期間】令和8年度～令和12年度(5年間)

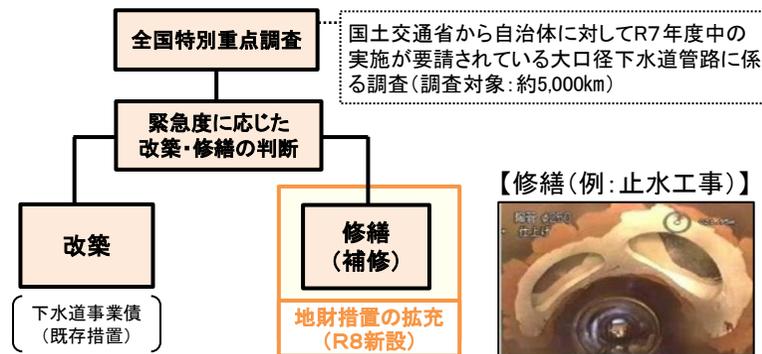
【対象経費】「全国特別重点調査」の結果、対策が必要とされた下水道管路の修繕に要する経費
 ※ 収益的支出(3条予算)に計上する修繕経費が対象

【地方財政措置】充当率100%、償還年限10年
 人口密度に応じ元利償還金の21～49%を普通交付税措置
 ※ 繰出基準については別途通知予定

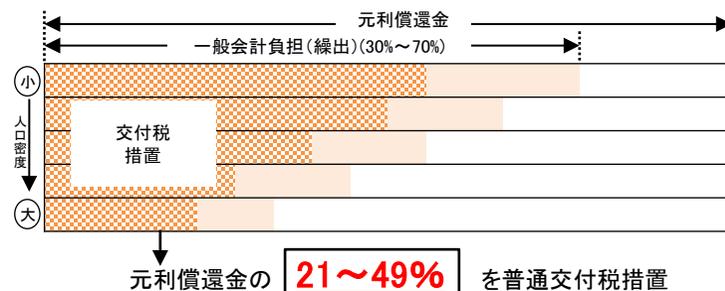
【参考】下水道事業債の起債対象について

- 全国特別重点調査の対象となっていない下水道管路その他の施設に関しても、以下の事業に要する経費については、国庫補助事業の対象となるか否か等に関わらず、下水道施設の建設事業費として、従前より、下水道事業債の対象として起債することが可能。
 - ・ 長寿命化など施設の使用可能期間の延長に資する事業
 - ・ 機能強化など固定資産の価値の増加に資する事業

【全国特別重点調査の概要】



【地方財政措置イメージ】※ 改築の場合と同様



水道管路耐震化事業に係る地方財政措置の拡充

R 8 拡充

○ 水道管路耐震化事業について、緊急性や社会的影響等を勘案した重点的な耐震化を推進するため、**大規模管路等の耐震化事業に対する地方財政措置を拡充するとともに、令和12年度まで延長**

【対象事業者】 **当該年度前5年度内**に経営戦略を**策定又は改定**している末端給水事業者・用水供給事業者

【対象経費】 対象事業者が実施する水道管路の耐震化※に要する経費

※ 対象となる管種は、国庫補助(水道管路緊急改善事業、水道管路強靱化推進事業又は重要水道管路更新事業)で対象とされている管種

【地方財政措置の概要】 <国庫補助事業及び地方単独事業が対象>

○ 基準管路耐震化事業費(以下の①又は②のいずれか低い方)に上積みして実施する事業費(上積事業費)の1/4(一般対策分)、又は1/2(特別対策分)を限度として、一般会計からの出資の対象とする。

① 令和2～4年度の平均管路耐震化事業費

② 有収水量1m³当たり標準事業費(52円)に当該団体の令和2～4年度の平均有収水量を乗じて得た事業費

※ 用水供給事業者については、①を基準管路耐震化事業費とする。

<特別対策分の対象要件>

前々年度における家庭用料金(13mm・20m³)が全国平均以上かつ、有収水量1m³当たり資本費が全国平均以上

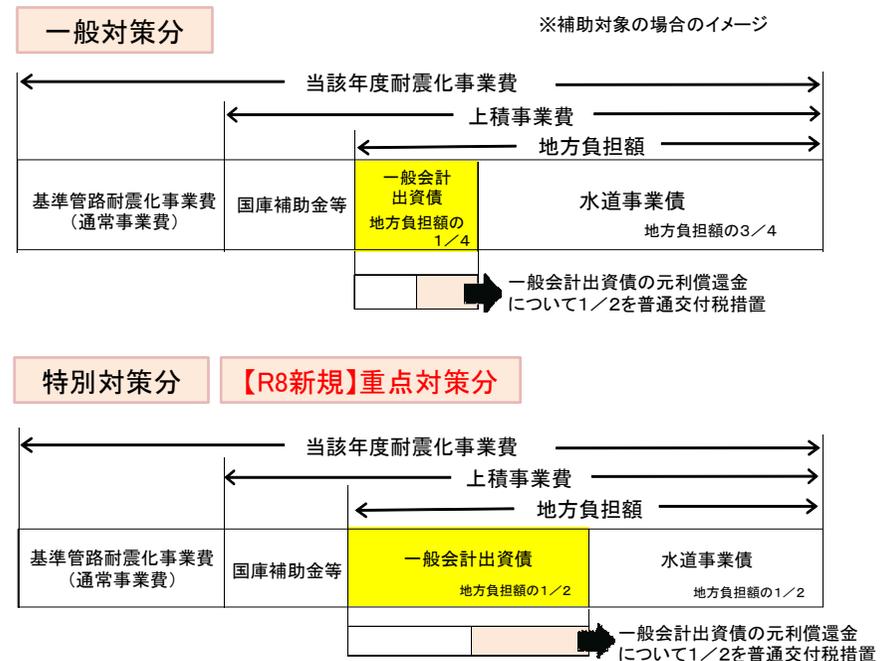
○ **事故発生時に社会的影響が大きい水道管路の耐震化事業については、一般対策分又は特別対策分と分けて上積事業費を積算(基準管路耐震化事業費は上記①により積算)し、その1/2を限度として、一般会計からの出資の対象とする(重点対策分)。**

<事故発生時に社会的影響が大きい管路>

多数の地域住民に重大な影響を及ぼす管路として、口径800mm以上の管路、緊急輸送道路・重要物流道路・軌道・河川・海・湖の下に埋設またはこれらを横断している管路

○ 当該一般会計出資のための起債の元利償還金について、普通交付税による措置(1/2)を講ずる。

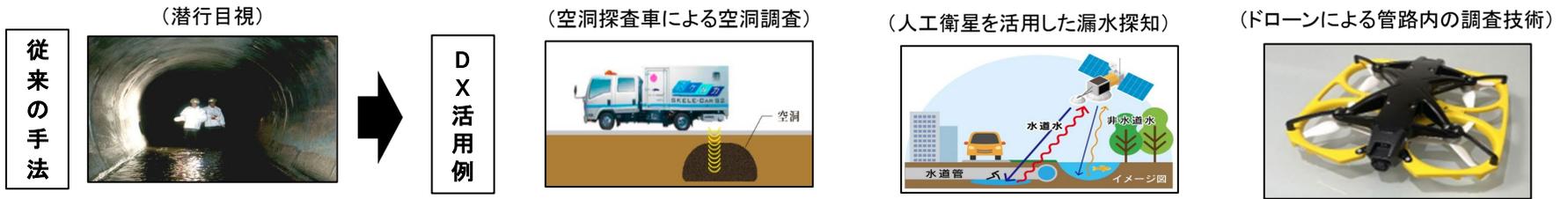
【事業期間】 令和8年度～**令和12年度**



上下水道事業に従事する職員数が減少する中、管路に係る老朽化対策を適切に進めていくためには、DX技術を活用した点検・調査の高度化及び効率化の取組が必要であり、DX技術を活用した点検・調査に要する経費に対して特別交付税措置を講ずる。

1. 対象経費

- 上下水道管路施設に係るDX技術を活用した点検・調査の外部委託に要する経費
- DX技術について、国土交通省がR7.3に公表した「上下水道DX技術カタログ」に掲載された技術が対象

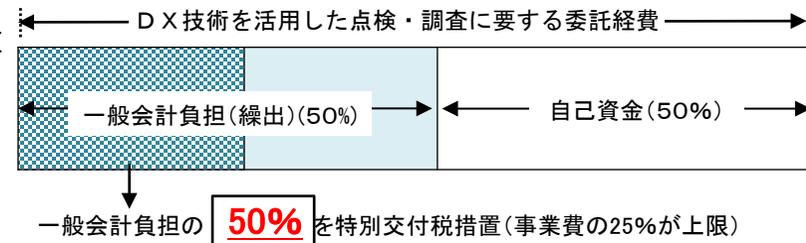


2. 地方財政措置

事業費の1/2を一般会計からの繰出の対象とし、実繰出額の50%を交付税措置

- ※ 下水道事業について、地方単独事業で実施する污水处理費が対象
- ※ 繰出基準については別途通知予定

【地方財政措置イメージ】



3. 事業期間

令和8年度～令和9年度(2年間)

【参考】メンテナンスDX技術の全国での標準装備完了

「第1次国土強靱化実施中期計画(R7. 6. 6閣議決定)」

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 水道事業者(全国約1,400事業者)のうち、メンテナンスに関する上下水道DX技術(人工衛星やAIを活用した漏水検知手法等)を導入している事業者の割合
34%【R6】→ 100%【R9】 | <ul style="list-style-type: none"> ● 下水道事業を実施している地方公共団体(全国約1,500団体)のうち、メンテナンスに関する上下水道DX技術(ドローンによる下水道管路内調査手法等)を導入している団体の割合
21%【R6】→ 100%【R9】 |
|--|--|

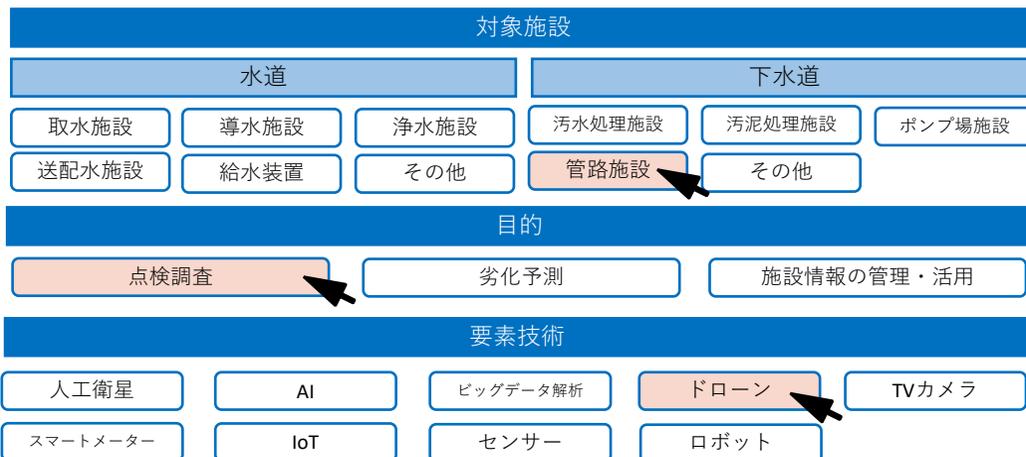
上下水道DX技術カタログ

- 上下水道施設のメンテナンスの高度化・効率化に資する「点検調査」、「劣化予測」、「施設情報の管理・活用」等に活用できるDX技術(計163技術)を掲載。
- 今後も定期的にカタログに掲載する技術を追加し、内容を充実。
- カatalogを活用し、全国の上下水道において、令和9年度までにDX技術を標準実装。



上下水道DX技術
カタログQRコード

目的・要素技術等の条件から効率的にカタログ掲載技術を引き出すことが可能



希望する条件を選択して検索

- ※検索条件例
- ・下水道管路施設
 - ・点検調査
 - ・ドローン

検索結果 5件	
技術名	技術の保有者
〇〇技術	〇〇(株)
〇〇技術	(株)〇〇
...	...

個別の技術情報へ

ドローンによる管路内の調査技術

- ・ 人では進入困難な狭小空間でも安定飛行が可能
- ・ 硫化水素が滞留するような現場でも安全な場所から点検調査が可能



管路の点検調査技術掲載例

打音調査（衝撃弾性波法）による管路の健全度評価技術

- ・ 管に軽い衝撃を与えることにより発生する振動を加速度センサ等により計測
- ・ 管路の健全度や安全度を定量的に評価



路面下空洞調査技術

- ・ 地中レーダを用い、路面から深さ3.0mの範囲にある空洞を検出
- ・ 短期間で広範囲の調査が可能



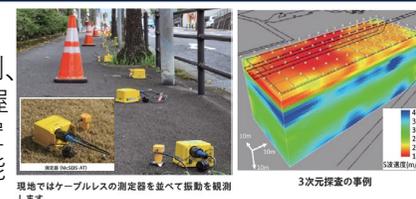
地中レーダによる空洞調査技術

- ・ 地中レーダを用い、覆工厚さや背面空洞を連続的に調査可能



常時微動の解析による地盤の緩み領域の把握

- ・ 自然界や人間活動による微小な振動を観測、解析することで「地盤の緩み領域」を把握
- ・ サウンディング等貫入試験を実施する位置を、効果的・効率的に設定することが可能



現場ではケーブルレスの測定器を並べて振動を観測します

- 人口減少が進む中、これまで公営企業が提供してきたサービスを持続可能な形で提供していくためには、上下水道事業の広域化等をはじめ、更なる経営改善を進めることが重要
- 地方団体が、公営企業の経営改善の取組を円滑に行うことができるよう、これに伴い公営企業に係る特別会計の廃止等を行う場合に一般会計等が一時に負担する必要がある経費を対象として、当分の間、「公営企業経営改善特例債（仮称）」を発行できることとし、負担の平準化を図る（地方財政法を改正）

1. 対象経費

- ・ 施設及び設備の撤去並びに原状回復に要する経費
 - ・ 国又は地方団体から交付された補助金、負担金等の返還に要する経費
 - ・ 地方債の繰上償還に要する経費
 - ・ 退職手当の支給に要する経費
- 等 ※ 資産処分に係る収入を除く

2. 地方財政措置

- ・ 地方債充当率：100%（資金手当）
- ・ 償還年限：原則10年

3. 発行手続

- ・ 申請にあたり議会の議決
- ・ 総務大臣又は都道府県知事の許可

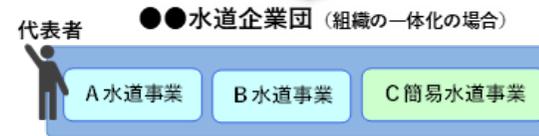
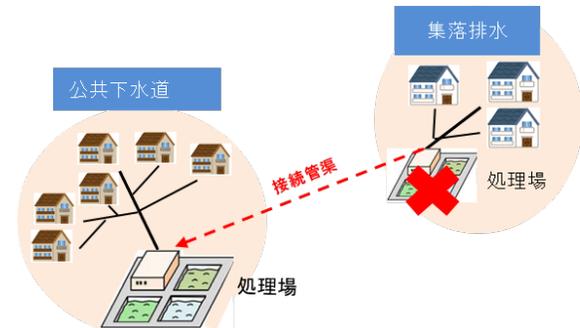
4. 活用が想定される経営改善の取組

下水道事業

- 集落排水を公共下水道に接続
 - 集落排水を合併浄化槽に転換
- 汚水処理場の撤去など

水道事業

- 簡易水道を上水道に統合
 - 他の地方公共団体と事業を統合
- 浄水場の撤去など



※ 病院事業など上記以外の公営企業においても活用可能

【参考】公営企業経営改善特例債（仮称）の想定される活用事例

事業名	経営改善の取組の例
下水道事業	集落排水を公共下水道に接続（統合）
	集落排水から浄化槽への転換
	他の地方公共団体と一部事務組合等を設立し、事業を移管
水道事業	簡易水道事業を水道事業に接続（統合）
	他の地方公共団体と一部事務組合等を設立し、事業を移管
病院事業	（一部の）病院の一部事務組合化、地方独立行政法人化、民営化 ※ 一部の病院の一部事務組合化とは、例えば、一の特別会計で複数の病院を運営している場合に、その一部の病院を一部事務組合化すること
交通事業	（一部の）事業の廃止、民営化 ※ 一部の事業の廃止とは、例えば、一の特別会計でバス事業と地下鉄事業を行っている場合に、バス事業を廃止すること
電気事業	（一部の）事業の廃止、民営化 ※ 一部の事業の廃止とは、例えば、一の特別会計で複数の発電事業を行っている場合に、太陽光発電事業を廃止すること
ガス事業	（一部の）事業の廃止、民営化 ※ 一部の事業の廃止とは、例えば、一の特別会計で複数のガス事業を行っている場合に、液化石油ガス事業を廃止すること

事業名	経営改善の取組の例
工業用 水道事業	工場の撤退等による事業の廃止
	他の地方公共団体と一部事務組合等を設立し、事業を移管
と畜場 事業	（一部の）事業の廃止
	他の地方公共団体と一部事務組合等を設立し、事業を移管
市場事業	（一部の）事業の廃止
	他の地方公共団体と一部事務組合等を設立し、事業を移管
港湾整備 事業	貨物の取扱量の大幅減少等による事業の廃止
観光施設 事業	民営化
	利用客の大幅減少等による事業の廃止
宅地造成 事業	地理的条件及び社会的状況からみて土地の売却見込みがないこと等による分譲の中止
介護 サービス 事業	民営化
駐車場 事業	民営化

※ 公営企業特別会計の全部の廃止（設置条例の廃止）又は一部の廃止（地方公営企業法施行規則第40条に定める報告セグメントの廃止）をする場合に限り活用可能

参考資料（その他の拡充・継続措置）

- 地球温暖化対策計画(令和7年2月閣議決定)を踏まえ、温室効果ガスの「2050年ネット・ゼロ」の実現に向け、下水道事業における脱炭素化を推進するため、再生可能エネルギーの導入、汚泥の活用や高温焼却によるN₂O(一酸化二窒素)の削減の取組、設備の省エネルギー改修に対して地方財政措置を講じる。

1. 対象事業

※ 赤字はR8拡充分

- 再生可能エネルギーの導入(バイオガス発電、下水汚泥固形燃料化、下水熱の活用)
- 汚泥の活用や高温焼却(肥料化施設、リン回収施設、高温焼却施設の導入)
- 設備の省エネルギー改修

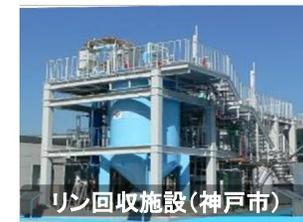
※1 地方公共団体実行計画に基づいて行う地方単独事業・国庫補助事業が対象 ※2 売電を主たる目的とする発電施設・設備については対象外

2. 事業期間

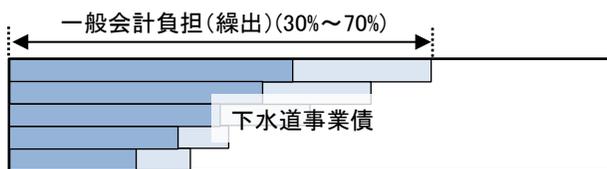
- 令和8年度～令和12年度(5年間)

3. 地方財政措置

- 地方負担額の1/2に「下水道事業債(脱炭素化推進事業)」を充当した上で、元利償還金の全額を一般会計からの繰出の対象とし、その元利償還金の50%を普通交付税措置(残余(地方負担額の1/2)については、通常下水道事業債を充当)



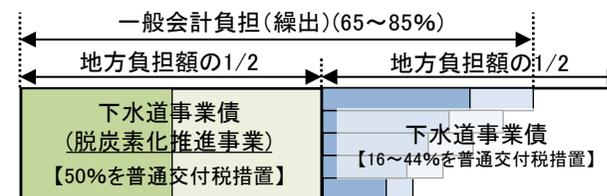
通常



元利償還金の **16~44%** を普通交付税措置

※単位費用を除く

脱炭素化推進事業



元利償還金の **33~47%** を普通交付税措置

= 1/2 × 50% + 1/2 × (16~44%)

- 自然災害の激甚化・頻発化に対応するため、地方団体が単独事業として実施する防災・減災、国土強靱化の取組を一層推進できるよう、緊急自然災害防止対策事業債について、事業期間を令和12年度まで5年間延長する。

1. 対象経費等

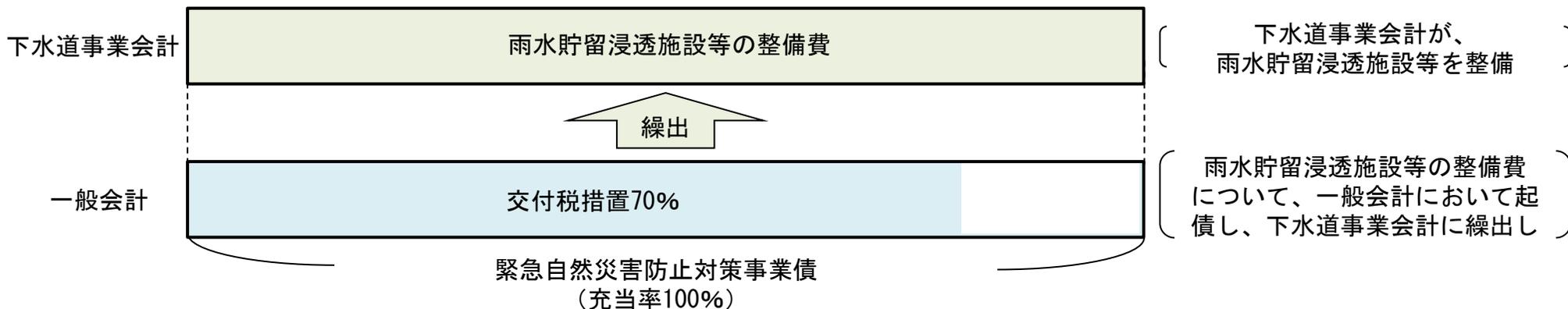
- 災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するために、地方団体が策定する「緊急自然災害防止対策事業計画」に基づき実施する地方単独事業（※）
 - ※ 基本的に国庫補助要件を満たさない小規模な事業が対象。
 - ※ 流域治水プロジェクト等に位置付けられた事業の場合は、国庫補助要件を満たす事業についても対象。
- 公共下水道事業において、以下の対象施設の整備に要する経費として一般会計から下水道事業会計に繰り出した額が緊急自然災害防止対策事業債の対象経費となる
 [対象施設] 雨水貯留浸透施設（雨水貯留管を含む）、雨水ポンプ、樋門、樋管の整備

2. 事業期間

令和8年度～令和12年度（5年間）

3. 地方財政措置

充当率100%、元利償還金の70%を交付税措置



※その他、一般会計事業として行う都市下水路、雨水公共下水道における内水氾濫対策事業にも緊急自然災害防止対策事業債の充当が可能

<広域化の推進の背景・効果>

- 人口減少等に伴う料金収入の減少、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大等、水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中で、水道事業の持続的な経営の確保が求められている。
- 複数の市町村が区域を越え、連携又は一体的に事業に取り組む広域化については、スケールメリットによる経費削減や組織体制の強化等の幅広い効果が期待できるため、積極的に推進
- 広域化の中でも、経営統合は、経営主体が単一となり、施設の統廃合や人員、財源等の経営資源を一元的に管理するため、給水原価の削減、専門人材の確保等、経営基盤を強化する効果。一方、地理的要因等により経営統合の実現が困難な地域においても、施設の共同設置や共同利用等により、更新費用や維持管理費用の削減等の効果

<「水道広域化推進プラン」の策定>（厚労省（当時。現在は国交省）と連携）

- 平成31年1月に、「水道広域化推進プラン」の策定について」を发出し、各都道府県に対し、令和4年度までに「水道広域化推進プラン」を策定することを要請し、令和5年度までに全ての都道府県で策定済み。

<地方財政措置>

- 広域化に伴い必要となる施設整備やシステム共同化等に要する経費について、1/2を一般会計出資債の対象とし、その元利償還金の60%を普通交付税措置（令和元年度から単独事業を対象に追加するとともに、交付税措置率を50%→60%に拡充）

- 広域化の検討は、開始から実現までに一定の時間を要することから、今後は検討の加速化が必要であり、まずは、都道府県のリーダーシップの下、水道事業体が参画する協議体等において、「水道広域化推進プラン」を踏まえた施設の最適配置等の具体化について検討していくことが重要。
- また、「水道広域化推進プラン」は最終的に水道の基盤強化に向けた具体的な実施計画である「水道基盤強化計画」に引き継がれることを想定して策定されたものであることから、今後は「水道基盤強化計画」の策定を進める必要。
- 上記の取組を後押しするため、都道府県が実施する施設の最適配置等の具体化に係る検討や、「水道基盤強化計画」策定等に要する経費について、普通交付税措置を講じるとともに、施設の最適配置等の具体化について検討を行う協議体等を支援するため、総務省と地方公共団体金融機構との共同事業として新たにモデル事業を実施する予定。
- 広域化に伴い必要となる施設整備やシステム共同化等に要する経費について、R8以降の単独事業は「水道基盤強化計画」に基づくものを対象に地方財政措置を講じる（R12までは「水道広域化推進プラン」も可）。

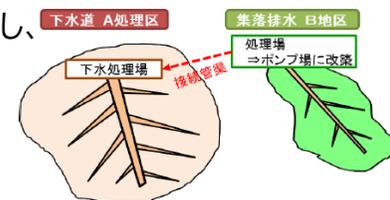
<広域化・共同化の推進の背景・効果>

- 人口減少等に伴うサービス需要の減少、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大等、下水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増しつつある中で、下水道事業の持続的な経営の確保が求められているところ。
- 管渠を接続し、汚水処理場を統合する方策が最も効率的であり、市町村間の統合も積極的に推進する必要があるが、調整に難航するケースが多いことから、都道府県の調整が重要。
- 一方、地理的要因等により汚水処理場の統廃合が困難な地域においても、維持管理・事務の共同化により、維持管理費用の削減等の効果。

<「広域化・共同化計画」策定の要請> (国交省、農水省、環境省と連携)

- 平成30年1月に、「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」を発出し、各都道府県に対し、令和4年度までに「広域化・共同化計画」を策定することを要請し、全ての都道府県で策定済み。
- 策定支援のため、令和2年4月に「広域化・共同化計画策定マニュアル（改訂版）」を作成・公表

【処理場の統廃合】



<地方財政措置（現行）>

- 複数市町村の事業及び市町村内で実施する複数事業の施設の統合や同一下水道事業内の処理区統合に必要な管渠等の広域化・共同化に要する施設等整備費について、通常分から繰出基準を1割引上げ、元利償還金の28～56%を普通交付税措置
- 流域下水道への統合のための接続管渠等の整備について、更に繰出基準を1割引上げ、元利償還金の35～63%を普通交付税措置
- 都道府県が実施する広域化・共同化を推進するための調査検討に要する経費について、普通交付税措置。

<処理区域内人口密度25以上50未満(人/ha)の例>

通常分 【建設改良費等】	一般会計負担（6割）	
	広域化・共同化に要する経費について <u>繰出基準(一般会計負担)を1割引上げ</u>	→
(R元年度～) 広域化分	一般会計負担（7割）	
	流域下水道への統合の場合に <u>繰出基準(一般会計負担)を1割引上げ</u>	→
(R4年度～) 流域下水道への 統合分	一般会計負担（8割）	
うち70%を普通交付税措置		

<地方財政措置＝繰出基準×交付税措置率>

処理区域内人口密度 (人/ha)	通常分※1 【建設改良費等】	(R元年度～) 広域化分※2、3	(R4年度～) 流域下水道への 統合分
100以上	16%	28%	35%
75以上100未満	23%	35%	42%
50以上75未満	30%	42%	49%
25以上50未満	37%	49%	56%
25未満	44%	56%	63%

※1 通常分は事業費補正分に加え、5%の単位費用分を措置

※2 令和4年度から同一下水道事業内の処理区統合を対象に追加

※3 令和5年度から複数の地方公共団体で事務を共同で処理する際に必要なシステム整備費を対象に追加